

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会  
フードスペシャリスト養成機関認定に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、フードスペシャリストを養成する機関の認定に関して必要な事項を定める。

(認定)

第2条 公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）の正会員となる資格を有する者は、協会への入会申込と併せて、その属する教育機関の学部・学科・専攻等につき、フードスペシャリスト養成機関（以下「養成機関」という。）としての認定を申請することができる。

(要件)

第3条 前条の認定を受けようとする者は、その属する教育機関の認定の対象となる学部・学科・専攻等につき、以下の要件を整備しなければならない。

(1) 教育課程

ア 当該学部・学科・専攻等の正規の課程において、以下の授業科目が開設されていること。（授業の方法及び単位の計算方法は、特段の定めがない限り大学設置基準・短期大学設置基準に定めるところによる。）

授 業 科 目		最低単位数
必修 科目	フードスペシャリスト論	2
	食品の官能評価・鑑別論（統計処理を含む）	2
	食物学（食品学、食品加工学、食品貯蔵・流通技術論、食品機能学等）に関する科目	5
	食品の安全性（食品衛生、食中毒、有害物質、食品添加物、水質等）に関する科目	2
	調理学（調理科学を含む）に関する科目	4
	栄養と健康に関する科目	2
	食品流通・消費に関する科目 （フードマーケティングを含む）	2
	フードコーディネータ論	2
選択 科目	フードスペシャリスト資格に相当とされる科目	—

イ 「食品の官能評価・鑑別論」、「食物学に関する科目」及び「調理学に関する科目」の授業の方法及び単位数の計算方法は、次の通りであること。

食品の官能評価・鑑別論	次のいずれかを含む授業が行われること。 (1) 演習2単位以上 (2) 講義2単位以上及び演習1単位以上 (3) 講義1単位以上及び実験もしくは実習1単位以上 講義、演習、実験及び実習にあつては、大学設置基準(昭和31年10月22日文科省令第28号)第21条第2項の規定に基づき、おおむね15時間から45時間までの範囲で養成機関が定める時間の授業をもって1単位とすること。
食物学に関する科目	講義4単位以上及び実験又は実習1単位以上を含む授業が行われること。
調理学に関する科目	講義2単位以上及び実験又は実習2単位以上を含む授業が行われること。

(2) 教員組織

教員は、当該教育機関の教授、准教授、助教、専任講師又は兼任教員のいずれかであること。また、担当教員のうち2名以上は専任教員（兼任教員を含む）が配置されていること。

(3) 施設設備

(1)に定める授業を行うのに必要な実験室、実習室、図書、学術雑誌などが確保されていること。

(申請書類)

第4条 養成機関認定の申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 養成機関認定申請書（様式1）
- (2) 養成カリキュラム（様式2）
- (3) 養成カリキュラムに指定した教科目の授業内容（概要）（様式3）
- (4) 養成カリキュラムの各教科目担当教員履歴・業績調書（様式4）

(提出期日)

第5条 申請書類の提出は、フードスペシャリスト養成を開始する年度の前年度の10月末日までとする。なお、特別の事情のある場合は、12月20日までとする。

2 前項の「特別の事情」とは、新設の学部・学科・専攻等について関係官庁による許認可又は届出受理を待ってフードスペシャリスト養成機関としての認定を申請する場合とする。

(認定審査料)

**第6条** 養成機関としての認定についての審査料は77,000円(税抜価格70,000円)とする。

2 前項の規定にかかわらず、すでに養成機関を有している教育機関からの追加申請に係る養成機関認定の審査料は無料とする。

(審査及び通知)

**第7条** 審査は、申請提出書類に基づいて、協会の専門委員会が行う。必要に応じてヒアリング又は実地視察を行うことがある。

2 専門委員会の審査結果の報告を受けて、理事会は認定の可否を決定し、会長から申請者に通知する。

(報告)

**第8条** 養成機関は、第3条に規定する申請書類の変更状況等について、原則として毎年1回、4月末日までに協会に報告書(様式5)を提出しなければならない。

(養成の取りやめ)

**第9条** 養成機関としての認定を受けた学部・学科・専攻等におけるフードスペシャリスト養成を取りやめる場合は、事前にフードスペシャリスト養成廃止届(様式6)を提出しなければならない。

(規程の変更)

**第10条** この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

## 附 則

この規程は、平成19年4月24日から施行する。

平成20年5月14日の改正後の規程は、改正の日から施行する。正会員たる教育機関は、その有する養成機関の教育課程につき、改正後の規程に合致させる措置を速やかに講じなければならない。但し、平成20年5月14日以前に制定され、平成21年度以前に入学する者あるいは科目等履修生となる者にのみ適用される教育課程については、やむをえない事情がある場合に限り、会長の承認を得て、存続させることができる。

平成24年2月7日の改正後の規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年2月12日の改正後の規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成26年5月8日の改正後の規程は、改正の日から施行する。  
令和5年2月3日の改正後の規程は、改正の日から施行する。  
令和6年2月2日の改正後の規程は、改正の日から施行する。

(様式1)

## フードスペシャリスト養成機関認定申請書

令和〇年〇月〇日

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

(教育機関名)

(代表者職名) ○ ○ ○ ○



フードスペシャリスト養成機関の認定を受けたいので、よろしく  
お取り計らい願います。

認定希望学部・ 学科・専攻等	(学部・学科・専攻等の名称)	入学 定員	
所在地	〒 -  代表電話( ) -		
教育責任者	(職名) (氏名) 電話( ) - ・FAX( ) - E-Mail		
事務担当者	(職名) (氏名) 電話( ) - ・FAX( ) - E-Mail		
養成開始 予定年月日	令和〇年〇月〇日	適用年次※	

※ 適用年次は、養成開始時の対象学年を記載して下さい。通常は1年次となります。

(様式2)

## フードスペシャリスト養成カリキュラム

養成機関名

〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻

### 1 必修科目

規程第2条に定める授業科目	左記に相当する本学の開設科目	履修方法	単位	開講年次	担当教員名	職名	専任・兼任・非常勤の別
フードスペシャリスト論 (2単位以上)							
食品の官能評価・鑑別論 (2単位以上)							

※ 以下次の必修科目について同様に記載してください。  
食物学に関する科目 (5単位以上)  
食品の安全性に関する科目 (2単位以上)  
調理学に関する科目 (4単位以上)  
栄養と健康に関する科目 (2単位以上)  
食品流通・消費に関する科目 (2単位以上)  
フードコーディネータ論 (2単位以上)

必修科目計 〇〇 単位

### 2 選択科目

規程第2条に定める授業科目	左記に相当する本学の開設科目	履修方法	単位	開講年次	担当教員名	職名	専任・兼任・非常勤の別
フードスペシャリスト資格に相当とされる科目							

選択科目計 〇〇 単位

合計 〇〇 単位

(様式3)

フードスペシャリスト養成カリキュラムの授業内容 (概要)

養成機関名	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻
-------	------------------

1 必修科目

開設科目名	授業の概要
(担当教員名)	
(担当教員名)	
(担当教員名)	
(担当教員名)	

2 選択科目

開設科目名	授業の概要
(担当教員名)	
(担当教員名)	

※ 必要に応じコマ数を増やし、全開設科目について記載して下さい。

(様式4)

フードスペシャリスト養成カリキュラムの各教科目担当教員履歴・業績調査

フリガナ 氏名 生年月日	年 月 日	男	本籍地	都道府県
		女	現住所	
学内職名		担当科目		
最終学歴				
職歴				
学会及び 社会にお ける主た る活動状 況				
主な著 書・論文				



(様式5)

## フードスペシャリスト養成機関認定申請書類記載事項状況報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本フードスペシャリスト協会  
会 長 ○○ ○○ 殿

(教育機関名)

(代表者職名) ○ ○ ○ ○ 職印

下記の通りフードスペシャリスト養成機関認定申請書類記載事項の変更状況等について報告します。

### 記

- 1 養成機関名 ○○大学 ○○学部 ○○学科 ○○専攻等
- 2 報告担当者 所 属 :  
氏 名 :  
電 話 番 号 :  
E・M a i l :
- 3 変更状況等 (該当する番号に○を付けて下さい。)
  - (1) 変更なし
  - (2) 認定申請記載事項の変更 (様式5-A)
  - (3) フードスペシャリスト養成カリキュラムの変更 (様式5-B)
  - (4) フードスペシャリスト養成カリキュラムの授業内容(概要)の変更 (様式5-C)
  - (5) 新任の担当教員履歴・業績調書に係る報告 (様式5-D)

#### 報告書の作成及び提出上の留意点

- ・ 認定申請時または前回報告書(変更届)提出時から変更があった事項について作成してください。
- ・ 提出は、郵送またはメールのいずれでも結構ですが、データ整理上できるだけメールでお願いします。

(様式5-A)

### 認定申請書記載事項の変更

教育機関名			
代表者	(職名)	(氏名)	
認定学部・ 学科・専攻等 の名称		入学 定員	
所在地	〒 -  代表電話( ) -		
教育責任者	(職名)	(氏名)	
	電話( ) -	・FAX( ) -	
	E-Mail		
事務担当者	(職名)	(氏名)	
	電話( ) -	・FAX( ) -	
	E-Mail		

(記入上の注意)

前年度から変更された記載事項の下にアンダーラインを付して下さい。

(様式5-B)

## フードスペシャリスト養成カリキュラムの変更

### 1 必修科目

規程第2条に定める授業科目	左記に相当する本学の開設科目	履修方法	単位	開講年次	担当教員名	職名	専任・兼任・非常勤の別
フードスペシャリスト論 (2単位以上)							
食品の官能評価・鑑別論 (2単位以上)							
※ 以下次の必修科目について同様に記載してください。 食物学に関する科目 (5単位以上) 食品の安全性に関する科目 (2単位以上) 調理学に関する科目 (4単位以上) 栄養と健康に関する科目 (2単位以上) 食品流通・消費に関する科目 (2単位以上) フードコーディネータ論 (2単位以上)							
						必修科目計 ○○ 単位	

### 2 選択科目

規程第2条に定める授業科目	左記に相当する本学の開設科目	履修方法	単位	開講年次	担当教員名	職名	専任・兼任・非常勤の別
フードスペシャリスト資格に該当とされる科目							
						選択科目計 ○○ 単位	
						合計 ○○ 単位	

(記入上の注意)

前年度から変更された記載事項の下にアンダーラインを付して下さい。

(様式5-C)

## フードスペシャリスト養成カリキュラムの授業（概要）の変更

### 1 必修科目

開設科目名	授業の概要
(担当教員名)	
(担当教員名)	
(担当教員名)	
(担当教員名)	

### 2 選択科目

開設科目名	授業の概要
(担当教員名)	
(担当教員名)	

(記入上の注意)

様式は、これに限らず、変更された開設科目、担当教員に係る貴学で公表されているシラバスのコピーで結構です。

(様式5-D)

新任の担当教員履歴・業績調書に係る報告

フリガナ 氏名 生年月日	年 月 日	男 ・ 女	現住所	
学内職名		担当科目		
最終学歴				
職歴				
学会及び 社会にお ける主た る活動状 況				
主な著 書・論文				

(記入上の注意)

新任の担当教員について、記入して下さい。様式は貴学の様式で結構です。

(様式6)

令和 年 月 日

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会  
会長 ○ ○ ○ ○ 殿

(教育機関名)

(代表者職名) ○ ○ ○ ○



フードスペシャリスト養成廃止届

本学○○学部○○学科(○○専攻)におけるフードスペシャリスト養成を廃止することになりましたので下記のとおりお届けします。

記

- 1 養成廃止年月日  
令和○年○月○日
- 2 養成廃止理由  
○○○○・・・・・・

(以上)